

平成23年5月6日

長岡市長 森 民夫 様

〒940-2316

申請者 住 所 長岡市鳥越 424 番地 1

団体名 鳥越福社会

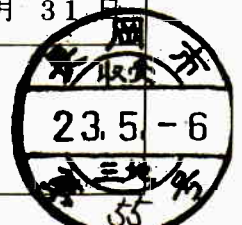
代表者 会長 岩 内 衛



平成23年度 長岡市地域コミュニティ事業補助金交付申請書

平成23年度 長岡市地域コミュニティ事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

事業名	西山連峰開発道路（市道二和 158 号線）緑化整備及び自然観察事業																																																						
事業概要	<p>【目的】</p> <p>当町内地籍に係る、西山連峰開発道路の緑化整備を行うことにより、里山の保全と景観の向上を図る。</p> <p>整備した地域資源を活用して、町内住民はもとより、近隣住民等の交流を推進する。</p> <p>【内容】</p> <p>◇昨年度植栽した箇所周辺の里山環境をPRする。</p> <p>◇西山連峰開発道路を利用しての市民交流ウォーキングを実施する。</p> <p>◇整備箇所での写生会や写真撮影会を開催し、みしまコミセン等で発表する。</p> <p>◇ウォーキングマップを兼ねたPRパンフレットを作成する。</p> <p>◇眺望に優れた広場等に、案内看板と休憩ベンチを設置する。</p>																																																						
補助申請額	<table border="1"> <tr> <td>下記 (F)の額を記入</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>							下記 (F)の額を記入	5	0	0	0	0	0	円																																								
下記 (F)の額を記入	5	0	0	0	0	0	円																																																
補助申請額算出の基礎	<table border="1"> <tr> <td>支出の部合計(A)</td> <td>660,000 円</td> <td>-</td> <td>補助対象外経費(B)</td> <td>20,000 円</td> <td>=</td> <td>補助対象経費(C)</td> <td>640,000 円</td> </tr> <tr> <td>事業を実施することによって得られる収入のうち、補助対象経費に充てるもの</td> <td colspan="3"></td> <td>=</td> <td>特定財源(D)</td> <td colspan="2">0 円</td> </tr> <tr> <td>(C)-(D)=補助金算出対象額</td> <td>640,000 円</td> <td>×</td> <td>(補助率)</td> <td>80%</td> <td>=</td> <td>補助金額 (E)</td> <td>512,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="7"></td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td colspan="7">補助金額 (E) の千円未満切り捨てた額 (F)</td> <td>500,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="7">※金額の上限は50万円です</td> <td></td> </tr> </table>							支出の部合計(A)	660,000 円	-	補助対象外経費(B)	20,000 円	=	補助対象経費(C)	640,000 円	事業を実施することによって得られる収入のうち、補助対象経費に充てるもの				=	特定財源(D)	0 円		(C)-(D)=補助金算出対象額	640,000 円	×	(補助率)	80%	=	補助金額 (E)	512,000 円								↓	補助金額 (E) の千円未満切り捨てた額 (F)							500,000 円	※金額の上限は50万円です							
支出の部合計(A)	660,000 円	-	補助対象外経費(B)	20,000 円	=	補助対象経費(C)	640,000 円																																																
事業を実施することによって得られる収入のうち、補助対象経費に充てるもの				=	特定財源(D)	0 円																																																	
(C)-(D)=補助金算出対象額	640,000 円	×	(補助率)	80%	=	補助金額 (E)	512,000 円																																																
							↓																																																
補助金額 (E) の千円未満切り捨てた額 (F)							500,000 円																																																
※金額の上限は50万円です																																																							
事業期間 (予定)	着手	平成 23 年 6 月 1 日	完了	平成 24 年 3 月 31 日																																																			
添付書類	<input type="checkbox"/> 団体の概要説明書 (第2号様式) <input type="checkbox"/> 事業計画書 (第3号様式) <input type="checkbox"/> 事業の収支予算書 (第4号様式)																																																						



事業計画書

事業名	西山連峰開発道路(市道二和 158 号線)緑化整備及び自然観察事業
事業実施の目的 (目的 現状 課題 必要性)	<p>目的:当町内地籍に係る、西山連峰開発道路の緑化整備を行うことにより、里山の保全と景観の向上を図る。 整備した地域資源を活用して、町内住民はもとより、近隣住民等の交流を推進する。</p> <p>現状:当整備地は、現在の健康志向ブームによりウォーキングやランニング、ハイキング等での利用者が増加している模様。 また、当整備地の先には、カタクリやギフチョウの群生地である小木ノ城址があり、観光史跡の一役を担っている。</p> <p>課題:ウォーキングに際し、整備路線に、景観に優れた広場はあるが、休憩できるところがなく、また、せっかくの絶景が、PRできていない。</p> <p>必要性:現状を踏まえ、今後も整備されたウォーキングロードとして当町内住民の交流の場、また、他地域との交流できる環境作り、PRの場としての整備が必要である。</p>
事業内容 (実施月日 実施場所 参加者数 実施内容等)	<p>実施月日:平成 23 年 6 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日</p> <p>実施場所:当町内、整備現地、みしまコミセン等</p> <p>参加者数:毎回 概ね 20 名(計画、製作、実施) ウォーキング 概ね 40 名</p> <p>実施内容:ウォーキングや自然観察会(写生会・写真撮影会)の実施 みしまコミセンギャラリーで発表会の実施 案内看板と休憩ベンチの設置</p>
本年度の事業スケジュール	<p>【ウォーキングと自然観察会の実施及び案内看板と休憩ベンチの設置】</p> <p>7月:事業実施についての計画(町内) 8月:自家製作(町内) 9月:設置及び準備(現地) 10月:交流ウォーキングと自然観察会(写生会・写真撮影会)(現地) 11月:みしまコミセンにて結果を発表(みしまコミセン) 1～3月:PR用パンフレットの作成(町内)</p>
地域活性化の波及性	<p>当町内のみならず、広域の自然観察の活性に寄与する効果が期待される。</p> <p>恵まれた自然の豊かさが、観光地のみ宣伝され、真の景観環境が蔑ろにされてきた感がある。これを、打破するに適した当地域の新しい指針となりうる。</p> <p>また、小木ノ城から地蔵峠に至る西山連峰稜線の豊かな自然観察道の充実で、健全なウォーキングルートの魅力を発信し、近隣地域との有効な連携に寄与できる。</p>

※ 事業の内容は、詳細に記載してください。(別紙も可)

第3号②様式

継続申請の理由（年次計画により段階的に実施する予定の事業のみ記入）

<p>年次計画で実施する理由</p>	<p>西山連峰開発道路は、自然環境に優れた地域資源であり、その地域資源を後世に受け継いでいく必要がある。 しかし、単年度で整備するには面積が広く、経費面でも大きくなり完了までに至らない。 この事業は、単年度での実施より、年次計画を立てて段階的に整備を行うことにより、里山環境のすばらしさを他地域等にPRできるとともに、事業実施を行いながら当町内住民同士の絆の結束を浸透が図られるため。</p>	
<p>年度別事業スケジュール</p>	<p>1年目 (平成22年度)</p>	<p>※1年目の事業計画を記載してください (例:〇〇〇の計画づくり、仲間集め) ・現地調査の実施 ・実施計画の策定 ・植栽(桜、ヤマボウシ)の実施</p> <p>【事業費】329,388円(経費内訳 役務費2,560円、借上料33,000円、原材料費279,428円、食料費※補助対象外経費14,400円)</p>
	<p>2年目 (平成23年度)</p>	<p>※2年目の事業計画を記載してください (例:〇〇〇のイベント実施 本年度の申請) ・市民交流ウォーキングの実施 ・写生会・写真撮影会の実施 ・結果をみしまコミセンで発表 ・ウォーキングマップ・PRパンフレットの作成 ・案内看板と休憩ベンチの整備</p> <p>【事業費】660,000円(経費内訳 需用費80,000円、役務費10,000円、報償費20,000円、委託料230,000円、原材料費300,000円、食料費※補助対象外経費20,000円)</p>
	<p>3年目 (平成24年度)</p>	<p>※3年目の事業計画を記載してください (例:〇〇〇の工夫によるイベントへと発展 〇〇〇が地域に定着) ・植栽の実施 ・春から秋の自然観察会の実施 ・生態系、生き物調査の実施 ・市民交流ウォーキングの拡大実施</p> <p>【事業費】700,000円(経費内訳 需用費50,000円、役務費50,000円、原材料費550,000円 食料費※補助対象外経費50,000円)</p>

第4号様式

事業の収支予算書

収入の部

(単位:円)

項目		予算額	内 訳
地域コミュニティ事業補助金(F)		500,000	長岡市より
自己資金	自己資金	160,000	鳥越福祉会予算より
特定財源	寄附金		
	参加費		
	その他収入金		
	小 計(D)	0	
その他			
合 計		660,000	

支出の部

(単位:円)

項目		予算額	内 訳
補助対象経費	需用費	80,000	消耗品代(20,000)、燃料代(10,000)
			写真現像代(20,000)、印刷製本代(30,000)
	役務費	10,000	傷害保険料
	報償費	20,000	里山コーディネーター謝金等
	委託料	230,000	案内看板盤面作成委託
	原材料費	300,000	①案内看板材料費
			・枠(アルミ角材)、セメント、モルタル等 @150,000
			②休憩ベンチ(5基分)材料費
			・セメント、ブロック、座面木材等 @150,000
	小 計(C)	640,000	
補助対象外経費	食料費	20,000	作業終了後反省会費 @1,000円×20名
	小 計(B)	20,000	
合 計(A)		660,000	

※ 項目欄が不足する場合は、同類の項目をまとめて記入し、細目は別紙に記載してご提出ください。

鳥越福祉会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、鳥越福祉会と称し、事務局を会長指定の場所に置く。

(目的)

第2条 本会は、ボランティアグループ（以下グループという）相互の連携と親睦を図るとともに、ボランティア活動を通して、社会福祉の向上と住民参加のより良い社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 会員相互の研修及び、会員の親睦のための会合
- 2) ボランティアグループ相互の連絡調整
- 3) 施設ならびに在宅要援護者に対する物心両面にわたるサービスと援助
- 4) 社会福祉協議会の行うボランティア事業に対する協力
- 5) その他、調査・研究等、本会目的を達成するため必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、この目的に賛同するグループと個人をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 監査委員 2名 幹事 2名
運営委員 若干名 町内班長 会員のいる町内から1名

(役員を選出)

第6条 会長は区長が務め、副会長は当分の間老人クラブの会長と給食グループの会長が務める。

- 2 監査委員は、当分の間運営委員会で選出する。
- 3 幹事は会長が委嘱する。
- 4 運営委員は、各グループから2名ずつ選出する。なお、老人クラブ会長及び給食グループ会長は、副会長と運営委員を兼ねることができる。
- 5 町内班長は、関係町内で選出する。
- 6 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げないが、任期が暦年度になっている団体やグループで改選があった場合は、第6条1項の規定により、ただちに前任者からその職務を引き継ぐ。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を統轄し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監査委員は、庶務会計を監査する。
- 4 幹事は、庶務・会計等の会務を処理する。
- 5 運営委員は、本会の事業を計画し推進する。また、各ボランティアグループ相互の連絡調整に当たる。
- 6 町内班長は、事務局と町内会員との連絡調整に当たる。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 3 定期総会は、年度末の1回とする。
- 4 役員会及び臨時総会は、会長が必要に応じて開催する。

(会計及び会計年度)

第9条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(会則の改正)

第10条 この会則は、総会において、出席者の過半数の同意を得て改正することができる

(付則)

(地方自治体関連の深いグループの会計年度)

第1条

地方自治体若しくは地方自治体が運営する団体から、補助金等を受けているグループの会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わることが望ましい。

(施行期日)

第2条

この会則は、平成6年1月24日から施行する。

平成14年 3月24日一部改正。

長岡市地域コミュニティ事業補助金

1 次審査時の協議内容と指摘事項

団体名：鳥越福祉会

事業名：西山連峰開発道路（市道二和 158 号線）緑化事業及び自然観察事業

【1 次審査時に協議内容と指摘事項をまとめ、下記の通り団体に通知しました。】

1 次審査時の協議内容

- ◇交流ウォーキングと写生会、写真撮影会の実施について
 - ・町内及び三島地域や長岡市内へ広く呼びかけ実施する。
 - ・ウォーキングと写生会・写真撮影会は同時に開催する。
- ◇案内看板の設置と休憩ベンチの設置について
 - ・西山連峰開発道路の緑化事業の一環として、案内看板と休憩ベンチを設置する。
 - ・案内看板の盤面は、専門的技術が必要なため業者に依頼する。
 - ・案内看板設置は、会員が位置決めをして設置する。
 - ・休憩ベンチは、会員が原材料を購入して設置する。

1 次審査時の指摘事項（当日、以下の点について説明してください。）

- ・申請団体と町内会の関係を説明してください。
- ・全体の事業計画を含めて説明してください。
- ・事業内容とスケジュールに無理がないことを説明してください。
- ・ウォーキングマップやPRパンフレットは、どのように作成するか説明してください。また、印刷仕様（大きさ、枚数、紙質など）を教えてください。
- ・ウォーキングマップやPRパンフレットの具体的なPR方法を説明してください。
- ・案内看板と休憩ベンチの土地所有者を聞かせてください。
- ・地権者との合意は取れているか聞かせてください。

平成23年度 「長岡市地域コミュニティ事業補助金」募集要項

1 制度の趣旨

合併後の新市の振興のために、市内のコミュニティ関係団体が、自ら考え、自ら具体化していく事業を実施する場合に、当該団体に補助金を交付します。

2 補助対象者

市内で活動を行う自治会、町内会、非営利活動団体その他これらに類する団体であって、次のすべてに該当するものとします。

- (1) 原則として規約又は会則を有している団体
- (2) 原則として5人以上の構成員で構成されている団体
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としない団体

3 補助対象事業

本市の各地域における産業、環境、福祉、文化、スポーツ等の分野において、上記の団体が自主的に行うまちづくり活動に関する事業が対象となります。

なお、継続的な事業も対象としますが、年度ごとに審査し、補助事業を決定するので、続けて採択されない場合があります（事業の補助は単年度です）。

また、補助金の交付申請のあった日から平成24年3月31日までに実施する事業とします。

ただし、当該事業が次のいずれかに該当するときは、補助対象事業となりません。

- (1) 国、他の地方公共的団体、公益法人等の補助金又は本市の他の補助金の交付を受けられることができる事業
- (2) 事業の効果が特定の個人等のみにも帰属する事業
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- (4) 施設の建設又は施設の維持管理を主たる目的とする事業
- (5) 先進地等視察及び会議、大会等への出席並びに交流が目的の大部分である事業
- (6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (7) 上記の事業のほか、補助することが適当でない認められる事業

4 補助対象経費

補助対象事業に直接要する経費で概ね次のとおりです。

- (1) 報償費関係（講師等謝金、調査・研究の謝金等）
- (2) 旅費関係（交通費、通行料等）
- (3) 需用費関係（印刷製本費、コピー代、一般消耗品、視察等礼品、食材料購入費、燃料費、各種消耗器材等）
- (4) 役務費関係（郵便料、通信料、保険料、クリーニング代、検査手数料等）
- (5) 委託料関係（警備委託料等）
- (6) 使用料関係（会場使用料、レンタル機器、レンタカー等の使用料等）
- (7) 原材料費関係（会場設営関係資材費、景観・環境美化関係資材費等）

※ 事業所の賃借料や光熱水費など団体そのものの運営にかかる費用は除きます。

また、申請団体メンバーへの日当等は補助対象外経費となります。

5 補助内容

《補助金額》 補助対象経費の額から、次の①から③を除いた額の100分の80に相当する額以内。ただし、上限額は50万円とします。

- | |
|------------------|
| ①補助対象経費に対する寄付金 |
| ②補助対象経費に充てる参加費 |
| ③その他補助対象経費に係る収入金 |

※補助金の額に千円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てます。

《補助団体数》 長岡地域は2団体程度、中之島、越路、三島、山古志、小国、和島、寺泊、栃尾、与板、川口地域は各1団体程度を予定。

6 選考方法

○長岡地域（本庁）分は、下記のとおり審査を行います。

- ・応募書類による1次審査
- ・審査会での公開プレゼンテーションによる2次審査

○中之島、越路、三島、山古志、小国、和島、寺泊、栃尾、与板、川口地域（支所）分は、下記のとおり審査を行います。

- ・応募書類による1次審査
- ・各地域の地域委員会での公開プレゼンテーションによる2次審査

○選考基準は概ね次のとおりです。

●地域活性化の波及性

→事業の実施により、地域の活性化にどのような波及効果が期待できるか。

●事業実現性

→無理のない事業・活動構成であるか。実施体制が整っているか。

●団体および事業の発展性

→今後さまざまな活動に広がる可能性があるか。幅広い活動にしようとする意欲や工夫があるか。

●独自性・先駆性

→地域における知恵と工夫を生かした個性的な内容であり、かつ新しい発想や視点、内容、方向性があるか。

●継続の必要性（継続事業の場合のみ）

→事業内容に計画性があるか。継続することで事業の効果が生まれるものか。

7 結果の公表

審査結果は、申込団体代表者に文書で通知するほか、補助金交付団体の名称、補助対象事業の内容などは市政だより等で公表していく予定です。

8 事業成果の公表

補助金交付団体には、補助事業終了後、事業実績報告書類を提出していただきます。

また、この補助事業における応募書類、事業報告書類などにより市が知りえた事柄は、この補助事業に必要な範囲において、市が公表できるものとします。

なお、補助事業として採択された場合、地域委員会の会議等で事業実施の成果を発表していただくことがあります。

9 補助金の返還

次の場合は補助金の全部または一部を返還していただきます。

- (1) 補助対象となる事業を行えなくなったとき
- (2) 相当の理由がなく、補助対象となる事業を大幅に変更したとき

10 申し込み・問い合わせ先

下記の窓口等に備え付けの「申請書」「申請団体の概要」「事業計画書」「収支予算書」に必要事項を記入し、4月1日(金)から5月6日(金)までに提出してください。

(必着)

※「募集要項」「申請書」等は、長岡市ホームページ<http://www.city.nagaoka.niigata.jp> トップページ「市政」→まちづくり「地域コミュニティ事業補助金」→「地域コミュニティ事業補助金について」からダウンロードできます。

応募内容の事前相談や申請書の書き方への質問等については、下記までお気軽にお問い合わせください。

●長岡地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒940-8501

長岡市幸町2丁目1番1号 長岡市役所 地域振興戦略部

電話 0258-39-2260 (直通)

メールアドレス gnagaoka@city.nagaoka.lg.jp

●中之島地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒954-0192

長岡市中之島788番地 長岡市中之島支所 地域振興課

電話 0258-61-2010 (直通)

メールアドレス nkns-sm-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●越路地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒949-5493

長岡市浦715番地 長岡市越路支所 地域振興課

電話 0258-92-5901 (直通)

メールアドレス ksj-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●三島地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒940-2392

長岡市上岩井1261番地1 長岡市三島支所 地域振興課

電話 0258-42-2242 (直通)

メールアドレス msm-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●山古志地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒947-0204

長岡市山古志竹沢乙461番地 長岡市山古志支所 地域振興課

電話 0258-59-2330 (直通)

メールアドレス ymks-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●小国地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒949-5292

長岡市小国町法坂793番地 長岡市小国支所 地域振興課

電話 0258-95-5905 (直通)

メールアドレス ogn-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●和島地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒949-4511

長岡市小島谷3434番地4 長岡市和島支所 地域振興課

電話 0258-74-3111

メールアドレス wsm-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●寺泊地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒940-2592

長岡市寺泊烏帽子平1977番地8 長岡市寺泊支所 地域振興課

電話 0258-75-3111 (直通)

メールアドレス tr-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●栃尾地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒940-0298

長岡市金町2丁目1番5号 長岡市栃尾支所 地域振興課

電話 0258-52-5815 (直通)

メールアドレス tco-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●与板地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒940-2492

長岡市与板町与板甲134番地 長岡市与板支所 地域振興課

電話 0258-72-3100

メールアドレス yit-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

●川口地域を活動拠点とする団体はこちらへ

〒949-7592

長岡市東川口1974-26 長岡市川口支所 地域振興課

電話 0258-89-3111 (直通)

メールアドレス kwg-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

11 申込み・申請から実績報告までのスケジュール

